

2 F 中ホール ホワイエ

[受付・案内所等の設置場所]

会館の使用者は、受付案内所、物品販売所、案内板及び展示所等、
 (以下、受付案内所等という)を設置したい場合には次により
 この図面で指定された場所の範囲内で設置場所及び使用目的を明示し、
 承認を得て下さい。また使用にあたっては、会館職員の指示に従って
 下さい。

注意！ [避難誘導路の確保]
 災害等における避難誘導路を確保する必要から、
 避難上、障害になるものを設置及び放置することは出来ません。
 また、誘導灯、消火栓などの消防設備機器の妨げになるものを、
 設置及び放置することは出来ません。

[電気機器等の使用について]
 受付・展示・物販等で照明機器およびその他の電気機器を
 使用する際は事前に協議の上、担当の会館職員の指示のもと
 設置および使用すること。
 (各々の判断でコンセント等を使用せず、指示のあった場所より
 使用し、配線のとりまわし等も来館者の移動の妨げにならない
 ように設置または養生を行うこと。)

< 消防設備記号 凡例 >

- 消 (消火器) ----- 消火器
- (誘導灯) ----- 誘導灯
- (屋内消火栓) ----- 屋内消火栓

